

被爆二世運動と今後の取り組みについて

全国被爆二世団体連絡協議会 事務局長
平野克博

1 被爆者とは 被爆二世とは

○被爆者援護法の被爆者の定義

- ・1号 直爆（2 km）
- ・2号 入市（二週間以内）
- ・3号 原子爆弾による放射線の影響があると認められた者
- ・4号 胎内被曝

○被爆二世とは

- ・自覚するとは
- ・自分の周りで起こること

2 裁判闘争

（1）裁判に至る経緯

1945年 8月6日広島・9日長崎原子爆弾投下

1975年 この頃から国会内で二世問題について議論がある。

1979年 被爆二世健康診断実施

- ・単年度予算措置
- ・法的根拠なし
- ・がん検診なし

1988年 全国被爆二世団体連絡協議会結成（現在18団体加盟）

- ・二度とヒバクシャを作らないが目的
- ・以降被爆二世の健康不安解消を国（厚生労働省）に要求し続けている。
国は現在まで一貫して「放射線被害の遺伝的影響があるという科学的知見が示されていないので援護はしない」と回答を繰り返すのみ。

1989年 「原子爆弾被爆者等援護法案（二世条項を含む）」参議院で可決。衆議院では審議未了で廃案。

1992年 再度、「原子爆弾被爆者等援護法案」提出。対応は1989年と同じ。

1994年 「被爆者援護法成立」（被爆50年を前に）

- ・二世は援護の対象外。
- ・付帯決議で「被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともにその置かれている立場を理解して一層充実を図ること。」

2002年 放射線影響研究所「被爆二世健康影響調査」本格開始。

2007年 2月26日 37万筆（段ボール箱10箱）を越える全国署名を厚労省に提出。

2月27日 放影研「被爆二世健康影響調査」まとめ発表

28日 同時（放影研・広島・長崎）記者会見

- ・現在のところ、この調査では子どもへの遺伝的影響は認められない

- ・親が男性，子も男性の場合，親の受けた放射線の量が多いほど子は健康
- 9月 院内学習会 各党国会議員23名 代理秘書22名 厚労省役人
- ・二世協 支援者等70名以上の学習会 (高木義明衆議院議員)

- 2009年 自民党から民主党へ政権交代
- 2012年 民主党から自民党へ政権交代
- 2012年 2月 全国被爆二世協総会での方針
「裁判闘争を視野に入れた対応を検討します。」
- 2014年 全国被爆二世協総会方針 「裁判闘争を視野に入れた対応を検討します。」
6月 足立弁護士との学習会
「座して死ぬのか・・・」
- 2016年 2月 全国被爆二世協総会での方針決定
「裁判を通して，被爆二世に対する援護対策の実現を目指します。」
弁護士のみなさんとの度重なる学習会 (大阪・広島・長崎)
厚労省「被爆二世健康診断」に多発性骨髄腫検査を追加 (被爆70年)
*ガン検診は入れない。
- 2017年 2月17日 被爆二世の援護を求める集団訴訟 広島地裁へ提訴 原告22名
2月20日 被爆二世の援護を求める集団訴訟 長崎地裁へ提訴 原告25名
- 2021年 広島高裁「黒い雨訴訟」判決
- 2022年12月12日 長崎地裁 判決 (原告28名に)
- 2023年 2月 7日 広島地裁 判決 (原告28名に)
5月18日 被爆者問題議員懇談会結成
6月24日 第2回被爆者問題議員懇談会
11月 8日 第3回被爆者問題議員懇談会
- 2024年 2月29日 福岡高裁判決
3月11日 長崎訴訟最高裁へ上告
13日 広島高裁判決
3月26日 第4回被爆者問題議員懇談会
- 2025年 1月22日 長崎訴訟の最高裁上告棄却
2月10日 広島訴訟最高裁へ上告
6月 4日 第5回被爆者問題議員懇談会
6月11日 被爆二世の解決を国民的課題にするためのシンポジウム (東京)
10月11日 長崎シンポ
- 2026年 1月22日 広島訴訟の最高裁上告棄却
2月15日 広島シンポ

(2) 訴訟の目的

- ・被爆二世を被爆者援護法の中の被爆者に含め5号被爆者とする事。

(3) これまでの主要な争点

- ・放射線被爆の二世への遺伝的影響について

（４）長崎・広島地裁と広島・福岡高裁判決・最高裁

<長崎地裁判決 2022年12月12日>

放射線の遺伝的影響に関する専門的知見は、原告らが主張の根拠とする文献や振津証人の意見を前提としても、原爆放射線の遺伝的影響については未だ確立しておらず、その可能性を否定できないというにとどまる。（抜粋）

・・・被爆者援護法1条3号の「被爆者」は、その身体に直接被曝した原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者をいうと解されるのに対し、被爆二世については、その身体に直接原爆の放射能を被曝したという事情は認められず、原爆の放射線による遺伝的（継世代）影響については、その可能性を否定できないというにとどまる。

・・・被爆二世を援護の対象に加えるか否かや、その場合の援護の在り方等については、・・・立法府の総合的政策的判断を要する合理的な裁量的判断に委ねられているというべきであり、・・・

<広島地裁判決 2023年2月7日>

被爆二世についてはその身体に直接原爆の放射能を被曝したと言う事情は認められず、原爆の放射線による遺伝的（継世代）影響については、その可能性を否定できないにとどまる。

被爆二世は、原爆による放射線の影響を直接受けた者からの遺伝的影響による健康被害の可能性が否定できない者であるが、ここでの「可能性」の実質は、「放射線の遺伝的影響による健康被害の発生が科学的に承認も否定もされていないという意味での可能性」といえる。

<長崎訴訟 福岡高裁判決 2024年2月29日>

被爆者援護法1条3号の「被爆者」は、その身体に直接被曝した原爆の放射能により健康被害を生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者をいうと解されるのに対し、被爆二世については、その身体に直接原爆の放射能を被曝したという事情は認められず、原爆の放射線による遺伝的影響は（継世代）影響については、医学的、科学的に証明されておらず、・・・被爆二世を援護の対象に加えるか否かや、その場合の援護の在り方等については、・・・立法府の総合的政策的判断を要する合理的な裁量的判断に委ねられているというべきであり、・・・

<広島高裁判決 2024年12月13日>

被爆者援護法の被爆者及びみなし被爆者は、原爆投下時に所在した場所が違うものの、いずれも原爆投下時点において生存し、あるいは胎児であった者であって、直接放射線に被曝した可能性がある者を対象とするのに対し、被爆二世は、原爆投下時に存在しておらず、直接被曝した可能性がないという点で、大きな差異がある。

・・・被爆二世を援護の対象に加えるか否か、その援護の在り方については、総合的・政策的判断を要する立法府の合理的な裁量的判断に委ねられているというべきであり、・・・

<最高裁>

残念ながら、長崎訴訟は2025年1月22日に、広島訴訟は2026年1月22日に最高裁が上告棄却・上告受理申立て不受理を決定しました。

(5) 裁判闘争の意義

- (1) 放射線の影響が次世代にもあるということが争点になる裁判はかつてない。
 - ・世界の核被害者の二世の闘いに影響を与える。
 - ・東京電力福島第1原発事故の日本政府の対応や、今後の日本政府の原子力・核政策に大きく影響を与える。
- (2) これまで、被爆二世問題が国民の意識の中にあまりなかったが、国民の意識に訴える一助となった。
- (3) 裁判闘争を闘うことで、私たちの二世運動の活性化や、組織されていない二世の自覚的立ち上がりを後押しすることができる。

3 今後の取り組み

- (1) 被爆二世問題を、裁判闘争をばねに国民的課題に押し上げていく。
 - ・連続シンポ東京（6月11日）、長崎（10月11日）、広島（2月15日）
 - ・2025年2名の国会での質問（6月4日・10日）
 - ・あまり知られていなかった被爆二世問題を多くの人たちに知ってもらう。
- (2) 裁判闘争の意義を確認し、被爆者問題議員懇談会（衆参両院40名参加）を中心に国会での法制化を目指していく。
 - ・今後二世条項が入った法案の提出に向け取り組む
- (3) 厚生労働省交渉の強化
 - ・がん検診の追加
 - ・希望する被爆三世にも検診の道を
- (4) 国際的な発信
 - ・NPT再検討会議
 - ・核兵器禁止条約再検討会議に対する取り組み
二世の存在を訴えて行く

4 おわりに

- (1) 残る差別の問題
- (2) 被爆二世への援護を訴えることが核廃絶につながる
 - ・核兵器の非人道性→核廃絶